



福井労働局発表
平成24年11月14日

照 会 先	職業安定部職業対策課
	課長 酒井 哲英
	課長補佐 徳岡 一見
	障害者雇用担当官 森下 歩
	電話 0776-26-8613

平成24年 障害者雇用状況の集計結果

～民間企業の実雇用率は過去最高の2.27%～

福井労働局では、このほど、県内民間企業や公的機関などにおける、平成24年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は1.8%）以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、当局が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定することとしています。

（民間企業の場合は、1.8%→2.0%）

【主なポイント】

1 民間企業（56人以上規模の企業）について（第1～4表）

- 障害者の実雇用率が2.27%と過去最高となり、5年連続で2%台となった。
（全国の実雇用率は1.69%、福井県は全国2位、全国で2%以上は6県）
- 法定雇用率達成企業の割合は、55.6%となった。（全国の達成企業割合は46.8%）
- 雇用障害者数は2,218.5人と過去最高となった。

2 公的機関について（第5・6表）

- 県の機関は全てが雇用率を達成した。（前年は1機関が未達成）
- 市町の機関のうち3機関（前年は5機関）が雇用率未達成となった。

3 福井労働局の対応について

- 民間企業については、管轄ハローワークと連携し、企業のトップへの直接指導など個別の雇用率達成指導を強化する。
- 公的機関については、民間に率先して雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対しては局幹部より、機関のトップに対しての指導を実施する。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率等（第1表）

①対象企業数

1.8%の法定雇用率が適用される民間企業（常用労働者数56人以上規模の企業）の数は559社となった。

②雇用されている障害者の数

2,218.5人で、前年より4.3%（91.5人）増加した。このうち、身体障害者は53人、知的障害者は16.5人、精神障害者は22人とそれぞれ増加した。

③実雇用率等

実雇用率は、2.27%（前年2.19%）で前年より0.08ポイント上昇して、過去最高となった。法定雇用率達成企業の割合は55.6%（前年は55.1%）と、前年に比べ0.5ポイント上昇した。なお、全国の実雇用率は、1.69%（前年は1.65%）で、法定雇用率達成企業の割合は46.8%（前年は45.3%）となった。

(2) 企業規模別状況（第2表）

①雇用されている障害者の数

特に「100～299人」及び「300～499人」の規模企業において、多数の障害者が雇用されている。

②実雇用率

「300～499人規模企業」において、高い数値となっている。

③法定雇用率達成企業割合

「56～99人規模企業」及び「500～999人」において、平均値（55.6%）を下回っている。

(3) 産業別状況（第3表）

①雇用されている障害者の数

「医療・福祉」、「製造業」及び「卸売・小売業」の産業において、多数の障害者が雇用されている。

②実雇用率

「医療・福祉」及び「生活関連サービス・娯楽業」の産業において、高い数値となっている。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 福井県の機関（法定雇用率 2.1%）（第5表）

①福井県知事部局の状況

在職している障害者の数は80人（前年は76.5人）で、実雇用率は2.21%と前年に比べ0.09ポイント上昇している。

②福井県警察本部の状況

在職している障害者の数は7人（前年は6人）で、実雇用率は2.24%と前年に比べ0.13ポイント上昇している。

(2) 福井県教育委員会（法定雇用率 2.0%）（第5表）

①福井県教育委員会に在職している障害者の数

115人で、前年より20人増加している。

②実雇用率

2.01%で、前年に比べ0.36ポイント上昇し、法定雇用率を達成した。

(3) 市町の機関（法定雇用率 2.1%）（第5・6表）

①福井県内各市町の機関（26機関）に在職している障害者の数

168.5人で、前年より2.7%（4.5人）増加している。

②実雇用率

2.16%で、前年に比べ0.08ポイント上昇している。

※ 昨年未達成であった5機関のうち4機関が法定雇用率を達成したが、本年新たに2機関が未達成となったことから、本年は計3機関が未達成となっている。

3 独立行政法人等における雇用状況

(1) 地方独立行政法人（法定雇用率 2.1%）（第5表）

①福井県立大学で雇用されている障害者の数

9人で、前年と同数となっている。

②実雇用率

5.23%で、前年に比べ0.21ポイント下降している。

第1表 障害者の雇用状況

平成24年6月1日現在

企業数	常用雇用労働者数	法定基礎労働者数	ア. 身体障害者数	イ. 知的障害者数	ウ. 精神障害者数	計 (ア+イ+ウ)	実雇用率 %	達成企業数 社	達成企業割合 %
559	102,562.5	97,770.5	1361.0	748.5	109.0	2,218.5	2.27	311	55.6
前年値 568	101,726	96,947	1,308	732	87	2,127.0	2.19	313	55.1

- (注) 1. 法定基礎労働者数とは、常用雇用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の基礎となる労働者数である。(※除外率：障害者が就業困難な職種が相当の割合を占める業種ごとに、その除外する割合を法で定めたもの)
 2. 重度身体障害者と重度知的障害者については、法に基づき1人を2人とみなしてダブルカウントで算定する。
 3. 人数欄には、短時間労働者(20時間以上30時間未満)が含まれており、0.5人で算定している。

第2表 規模別障害者雇用状況

平成24年6月1日現在

項目 規模別 (人)	企業数	法定基礎労働者数	障害者数								雇用率 (%)	達成企業の割合
			① 重度身体障害者数	② 重度以外の身体障害者数	③ 小計 ①+②	④ 重度知的障害者数	⑤ 重度以外の知的障害者数	⑥ 小計 ④+⑤	⑦ 精神障害者数	⑧ 合計 ③+⑥+⑦		
合計	559	97,770.5	709.0	652.0	1,361.0	445.0	303.5	748.5	109.0	2,218.5	2.27	55.6
56~99	242	17,584.0	117.0	123.5	240.5	22.0	54.0	76.0	11.5	328.0	1.87	51.7
100~299	251	38,873.0	253.0	260.0	513.0	41.0	67.0	108.0	63.0	684.0	1.76	59.0
300~499	43	14,856.5	118.0	102.5	220.5	358.0	131.5	489.5	8.5	718.5	4.84	60.5
500~999	14	9,636.0	76.0	58.0	134.0	5.0	10.0	15.0	7.5	156.5	1.62	35.7
1,000以上	9	16,821.0	145.0	108.0	253.0	19.0	41.0	60.0	18.5	331.5	1.97	77.8

- (注) 1. 第1表と同じ
 2. 規模区分は、除外率による控除を行う前の常用労働者数による。

第3表 産業別障害者雇用状況

平成24年6月1日現在

項目 産業別 (人)	企業数	法定基礎労働者数	障害者数								雇用率 (%)	達成企業の割合
			① 重度身体障害者数	② 重度以外の身体障害者数	③ 小計 ①+②	④ 重度知的障害者数	⑤ 重度以外の知的障害者数	⑥ 小計 ④+⑤	⑦ 精神障害者数	⑧ 合計 ③+⑥+⑦		
合計	559	97,770.5	709.0	652.0	1,361.0	445.0	303.5	748.5	109.0	2,218.5	2.27	55.6
農・林・漁・畜・採石・砂利採取業	1	71.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0
建設業	14	1,427.5	8.0	8.0	16.0	0.0	1.0	1.0	0.0	17.0	1.19	50.0
製造業	187	36,308.5	243.0	260.5	503.5	30.0	67.5	97.5	18.0	619.0	1.70	62.6
電気・ガス熱供給・水道業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0
情報通信業	15	2,346.0	13.0	6.0	19.0	0.0	0.0	0.0	0.0	19.0	0.81	20.0
運輸・郵便業	23	3,040.5	13.0	16.5	29.5	1.0	9.0	10.0	1.0	40.5	1.33	47.8
卸売・小売業	89	19,776.5	119.0	120.0	239.0	17.0	41.5	58.5	24.5	322.0	1.63	42.7
金融・保険業	9	3,829.5	35.0	23.0	58.0	5.0	3.0	8.0	2.0	68.0	1.78	55.6
不動産業・物品賃貸業	5	484.5	0.0	3.0	3.0	0.0	3.0	3.0	0.0	6.0	1.24	80.0
学術研究・専門・技術サービス業	8	977.5	4.0	5.0	9.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0	0.92	25.0
宿泊業・飲食サービス業	11	1,146.0	8.0	2.5	10.5	2.0	4.0	6.0	0.5	17.0	1.48	45.5
生活関連サービス・娯楽業	20	2,971.5	31.0	20.0	51.0	12.0	10.0	22.0	2.0	75.0	2.52	45.0
教育・学習支援業	7	966.5	6.0	7.0	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.0	1.35	57.1
医療・福祉	117	15,061.5	171.0	114.0	285.0	377.0	149.0	526.0	58.5	869.5	5.77	68.4
複合サービス事業	13	4,011.0	38.0	28.0	66.0	1.0	10.5	11.5	1.5	79.0	1.97	69.2
サービス業	40	5,352.5	20.0	38.5	58.5	0.0	5.0	5.0	1.0	64.5	1.21	42.5

(注) 第1表と同じ

第4表 障害者雇用状況の推移

区分 年度	企業数	法定常用 労働者数	障害者数		雇用率	雇用率 達成 事業所	達成 事業所 の比率
				うち身体 障害者			
元	420	72,979	1,239	1,137	1.70	263	62.6
2	438	76,333	1,273	1,144	1.67	272	62.1
3	439	77,571	1,277	1,153	1.65	261	59.5
4	438	79,058	1,321	1,192	1.67	263	60.0
5	436	79,249	1,319	1,176	1.66	257	58.9
6	447	78,725	1,396	1,192	1.77	266	59.5
7	437	77,084	1,421	1,155	1.84	270	61.8
8	439	78,054	1,414	1,134	1.81	261	59.5
9	462	80,966	1,435	1,163	1.77	267	57.8
10	446	80,622	1,398	1,113	1.73	253	56.7
11	489	81,682	1,471	1,141	1.80	243	49.7
12	492	81,443	1,489	1,109	1.83	247	50.2
13	482	80,970	1,513	1,110	1.87	245	50.8
14	473	78,719	1,461	1,044	1.86	234	49.5
15	460	75,931	1,433	1,005	1.89	232	50.4
16	495	81,595	1,470	1,047	1.80	250	50.5
17	501	83,091	1,523	1,067	1.83	256	51.1
18	523	85,915	1,637	1,118	1.91	271	51.8
19	549	89,815	1,761.5	1,184	1.96	282	51.4
20	548	90,342	1,824.5	1,219	2.02	294	53.6
21	548	89,056	2,000.5	1,267	2.25	306	55.8
22	537	88,313	1,988.5	1,223	2.25	295	54.9
23	568	96,947	2,127.0	1,308	2.19	313	55.1
24	559	97,770.5	2,218.5	1,361	2.27	311	55.6

- (注) 1. 法定雇用率は、①昭和35年から42年まで現場的事業所1.1%、事務的事業所1.3%、②昭和43年から50年まで1.3%、③昭和51年から62年まで1.5%、④昭和63年から平成10年まで1.6%、⑤平成10年7月から1.8%に定められた。
2. 法定常用労働者数とは、常用労働者数から、業種ごとに定められている除外率により控除を行った後の常用労働者数である。また、平成23年からは短時間労働者（20時間以上30時間未満）を0.5人で算定している。
3. 障害者数は、次に掲げる者の合計である。
- 昭和63年～平成4年⇒身体障害者（重度はダブルカウント）、知的障害者
 平成5年～平成17年⇒身体障害者（重度はダブルカウント）、知的障害者（重度はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
 平成18年～⇒身体障害者（重度はダブルカウント）、知的障害者（重度はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）
 平成23年～⇒身体障害者、短時間重度身体障害者、知的障害者、短時間重度知的障害者、精神障害者は1カウント
 重度身体障害者、重度知的障害者はダブルカウント
 短時間身体障害者、短時間知的障害者、短時間精神障害者は0.5カウント

地方公共団体等における障害者の在職状況

H24. 6. 1現在

機関	機関数	職員総数	算定基礎 職員数	障害者数	実雇用率 (%)	雇用率達 成機関数	達成割合 (%)	不足数
福井県知事部局 (2. 1%)	1	3, 820	3, 626	80	2. 21	1	100	0
	(1)	(3, 799. 5)	(3, 608. 5)	(76. 5)	(2. 12)	(1)	(100)	(0)
福井県警察本部 (2. 1%)	1	2, 008	313	7	2. 24	1	100	0
	(1)	(1, 962)	(285)	(6)	(2. 11)	(1)	(100)	(0)
福井県 教育委員会 (2. 0%)	1	8, 190. 5	5, 733. 5	115	2. 01	1	100	0
	(1)	(8, 215. 5)	(5, 751. 5)	(95)	(1. 65)	(0)	(0)	(20)
市町の機関 (2. 1%)	26	9, 177	7, 784	168. 5	2. 16	23	88. 5	4
	(26)	(9, 278)	(7, 877)	(164)	(2. 08)	(21)	(80. 8)	(7)
地方独立行政法 人福井県立大学 (2. 1%)	1	243	172	9	5. 23	1	100	0
	(1)	(234. 5)	(165. 5)	(9)	(5. 44)	(1)	(100)	(0)

※ ①機関欄の () 内数値は法定雇用率

②各機関の下欄の () 内数値は前年6月1日現在の集計値

③市町の機関には、市・町長部局、市町教育委員会、公立病院を含む

第6表

市町機関における障害者の在職状況

H24. 6. 1現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数 (前年値)		③ 実雇用率	④ 不足数 (前年値)		備 考
合 計	7784.0	168.5		2.16	4		
福井市	1984.0	48.0	(46)	2.42	0	(0)	※特例認定あり
越前市	483.0	9.0	(10)	1.86	1	(0)	
鯖江市	302.0	8.0	(7)	2.65	0	(0)	
大野市	291.5	4.0	(4)	1.37	2	(2)	
勝山市	273.0	5.0	(5)	1.83	0	(0)	※特例認定あり
敦賀市	578.0	12.5	(12.5)	2.16	0	(0)	
小浜市	285.0	5.0	(3)	1.75	0	(2)	※特例認定あり
あわら市	262.0	5.0	(4)	1.91	0	(1)	※特例認定あり
坂井市	454.0	10.0	(10)	2.20	0	(0)	
永平寺町	268.0	6.0	(6)	2.24	0	(0)	
越前町	211.0	4.0	(5)	1.90	0	(0)	
池田町	83.0	2.0	(2)	2.41	0	(0)	
南越前町	181.0	3.0	(4)	1.66	0	(0)	
美浜町	136.0	3.0	(2)	2.21	0	(1)	
若狭町	246.0	4.0	(6)	1.63	1	(0)	
おおい町	185.0	3.0	(4)	1.62	0	(0)	※特例認定あり
高浜町	156.0	3.0	(4)	1.92	0	(0)	
越前市教育委員会	203.5	6.0	(6)	2.95	0	(0)	
鯖江市教育委員会	66.0	1.0	(1)	1.52	0	(0)	
大野市教育委員会	131.5	2.0	(1)	1.52	0	(1)	
敦賀市教育委員会	142.0	4.5	(3.5)	3.17	0	(0)	
坂井市教育委員会	145.0	3.0	(3)	2.07	0	(0)	
越前町教育委員会	75.0	1.0	(1)	1.33	0	(0)	
市立敦賀病院	181.0	5.0	(3)	2.76	0	(0)	
公立小浜病院組合	408.5	10.5	(10)	2.57	0	(0)	
坂井市立三国病院	53.0	1.0	(1)	1.89	0	(0)	

※ 備考欄の「特例認定」とは、厚生労働大臣の認定を受け、市・町長部局と市・町教育委員会が一体的な機関として取り扱われているもの。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……………
 - 一般の民間企業 …………… 1. 8%
(56人以上規模の企業)
 - 特殊法人 …………… 2. 1%
(労働者数48人以上規模の
特殊法人及び独立行政法人)
- 国、地方公共団体 …………… 2. 1%
(48人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 0%
(50人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）

◎ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

- 障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

○ = 1カウント
◎ = 2カウント
△ = 0.5カウント

- 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\begin{aligned} & \text{障害者である労働者※の数} \\ & \quad + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5 \\ \text{実雇用率} = & \frac{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）} \times \text{※}} \\ = & \left(\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5 \right) \times 1.8\% \end{aligned}$$

※ 「労働者」には短時間労働者は含まれていない

※※ 小数点以下は切捨て

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

事業主のみなさまへ

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者*の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者*の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意! 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者*を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出

など



障害者雇用 Q&A

Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものはなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度*においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

<利用可能な支援の例>

- 障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク
- 職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
- 各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働>雇用>施策情報「障害者雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク